

大阪市告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月2日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
西淀川区第249号線	西淀川区御幣島5丁目 34番地から 同区同 34番地まで (別紙参考図参照)	旧	8.00~ 46.78	m 13.00
		新	8.00~ 26.78	m 13.00

(建設局総務部管財課)